

2 道路利用料金減免などEVの継続的な利用に対する支援について

自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約16%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車等）の普及は喫緊の課題である。

現在、世界的にもEVシフトは大きな潮流となっており、我が国も、2035年までに乗用車新車販売を100%電動化する目標を表明しているものの、2020年度の関東甲信静地域における乗用車新車販売に占めるZEVの割合は1.5%に、また乗用車保有割合に占める割合でも0.7%に留まっている。

ZEVの普及を本格化させていくためには、車両導入時の助成やエネルギー供給インフラの整備支援に加えて、高速道路等の利用に対するインセンティブの付与など、ZEVの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要であり、あわせて高速道路にも積極的なエネルギー供給インフラの整備が必要である。

既に国では、カーボンニュートラルの実現を目指し、グリーン成長戦略において、高速道路利用時のインセンティブ付与についての検討を掲げ、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、社会資本整備審議会においても、EV車等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとしているほか、電動車の普及及び利用の促進に寄与する取組としてEV充電器等の設置促進を加速させることとしている。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

ZEVの普及促進期に、その取得・利用が、経済的にもメリットをもたらすよう、高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など実効性ある

取組を、道路整備や維持管理等に影響を及ぼさないよう国の財源措置により機を逸することなく実施すること。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などZEVが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。